内閣官房令・省令

○内閣官房令・総務省令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）及び不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則の一部を改正する命令

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則（平成二十六年内閣官房・総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「平成」を「令和」に、「生年月日　昭平」を「生年月日　昭平令」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第二号中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。ただし、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分は、令和元年七月一日から施行する。

府　令

○内閣府令第一号

元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、元号を改める政令の施行に伴う関係府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

元号を改める政令の施行に伴う関係府令の整理に関する内閣府令

（児童手当法施行規則の一部改正）

第一条　児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。